

枚方市条例第 17 号

枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

枚方市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和23年枚方市条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中

「

日 額	12,600円
-----	---------

を

」

「

日額 12,800円（従事した投票管理時間が7時間以内の場合にあつては、6,400円）
---

に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項第

」

1号中「11,100円」を「11,300円（当該従事した投票管理時間が6時間以内の場合にあつては、5,650円）」に改め、同項第2号中「11,100円」を「11,300円」に、「開設時間」を「従事した投票管理時間」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に、「5,350円」を「5,450円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項第1号中「9,500円」を「9,600円」に、「4,750円」を「4,800円」に改め、同項第2号中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表開票立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則 [令和元年6月28日公布]

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙等について適用し、同日前にその期日を公示され、又は告示された選挙等については、なお従前の例による。